

議案第72号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年11月25日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1(第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,058,000円
副区長	846,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「751,000円」を「740,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「638,000円」を「629,000円」に改め、同項第2号中「618,000円」を「609,000円」に改め、同条第2項第1号中「331,000円」を「332,000円」に改め、同

項第2号中「311,000円」を「312,000円」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分		報酬月額
教育委員会委員		227,000円
選挙管理委員会	委員長	283,000円
	委員	227,000円
	補充員	2,000円

付則に次の1項を加える。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年3月目黒区条例第14号)付則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第3条の規定による改正前の目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定の適用については、同表中「282,000円」とあるのは「283,000円」と、「226,000円」とあるのは「227,000円」とする。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(説明) 特別職等の給料及び報酬並びに期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現 行 条 例												
<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="136 1078 577 1287"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,058,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>846,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,058,000円	副区長	846,000円	<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1078 1601 1287"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>858,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,072,000円	副区長	858,000円
職名	給料月額												
区長	1,058,000円												
副区長	846,000円												
職名	給料月額												
区長	1,072,000円												
副区長	858,000円												

2 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表 (_____ は、改正点)

第2条による改正案	現 行 条 例
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>740,000円</u>とする。</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>751,000円</u>とする。</p>

3 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表 (_____ は、改正点)

第3条による改正案	現 行 条 例
<p>(給料及び報酬の額)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>629,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>609,000円</u></p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>332,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>312,000円</u></p> <p>3 (現行に同じ。)</p>	<p>(給料及び報酬の額)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>638,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>618,000円</u></p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>331,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>311,000円</u></p> <p>3 (省略)</p>

4 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第4条による改正案	現 行 条 例																										
<p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">227,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: center;">283,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: center;">227,000円</td> </tr> <tr> <td>補充員</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月目黒区条例第14号）付則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第3条の規定による改正前の目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定の適用については、同表中「282,000円」とあるのは「283,000円」と、「226,000円」とあるのは「227,000円」とする。</u></p>	区分		報酬月額	教育委員会委員		227,000円	選挙管理委員会	委員長	283,000円	委員	227,000円	補充員	2,000円	<p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">226,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: center;">282,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: center;">226,000円</td> </tr> <tr> <td>補充員</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬月額	教育委員会委員		226,000円	選挙管理委員会	委員長	282,000円	委員	226,000円	補充員	2,000円
区分		報酬月額																									
教育委員会委員		227,000円																									
選挙管理委員会	委員長	283,000円																									
	委員	227,000円																									
	補充員	2,000円																									
区分		報酬月額																									
教育委員会委員		226,000円																									
選挙管理委員会	委員長	282,000円																									
	委員	226,000円																									
	補充員	2,000円																									